

公式LINE情報配信サービス構築等業務に係る  
企画提案実施要領

令和5年（2023年）4月

高崎市 総務部 広報課

## 1 業務目的

公式 LINE アカウントの機能を活用することによって、市民の登録に応じた情報を発信し、必要な情報が必要な人に届き、本市が提供する市民サービスに繋がることを目的とする。また、普及率の高い LINE を用いて、防災情報の発信や窓口等の予約機能を持つことにより、幅広い年齢層が恩恵を受けるデジタル化を推進していく。

## 2 業務概要

- (1) 業務名称  
公式 LINE 情報配信サービス構築等業務
- (2) 業務の内容  
別紙『公式 LINE 情報配信サービス構築等業務仕様書』による。
- (3) 委託業務期間
  - ① 公式 LINE 情報配信サービスの構築  
契約締結日～令和 5 年 8 月 3 1 日まで
  - ② 公式 LINE 情報配信サービスの運用保守  
本リリース日～令和 6 年 3 月 3 1 日
- (4) 提案上限額
  - ① 令和 5 年度公式 LINE 情報配信サービス構築業務委託料 7 4 3, 0 0 0 円 (税込み)
  - ② 令和 5 年度公式 LINE 情報配信サービス運用保守委託料 1 1 0, 0 0 0 円 (月額、税込み)
- (5) 支払い方法  
構築業務委託料については「公式 LINE 情報配信サービス」の構築完了次第、運用保守委託料については、毎月末日以降、業務委託完了届に基づく履行検査合格の後、受託者から請求書を徴し、市は請求を受けた日から 30 日以内に受託者に支払うものとする。
- (6) 担当課  
高崎市総務部広報課  
住所：〒 3 7 0 - 8 5 0 1 群馬県高崎市高松町 3 5 番地 1  
電話：0 2 7 - 3 2 1 - 1 2 0 5 / FAX：0 2 7 - 3 2 8 - 2 7 2 6  
電子メール：kouhou@city.takasaki.gunma.jp

## 3 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び高崎市暴力団排除条例(平成24年高崎市条例第72号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- (6) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成16年高崎市告示第288号)の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- (7) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (8) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (9) 同規模程度の自治体に何らかのサービスを導入・構築実績のある者であること。
- (10) LINE 株式会社の認定パートナーのうち「LINE Technology Partner」に認定されている企業が提供する商品を使用すること。

## 4 日程

### (1) 選定スケジュール

内容	日時	備考
公募開始	令和5年4月25日(火)	本市ホームページに掲載
参加表明書等の提出期限	令和5年5月9日(火) 17時必着	
質問受付の期限	令和5年5月9日(火) 17時必着	参加申込した事業者に限る
質問事項への回答	令和5年5月12日(金) 17時	本市ホームページに掲載
企画提案書等の提出期限	令和5年5月26日(金) 17時必着	
書類審査	令和5年5月29日(月)～6月2日(金)	
審査結果の通知	令和5年6月6日(火)	本市ホームページに掲載
契約の締結	令和5年6月9日(金)	

## (2) 委託スケジュール

内容	日時	備考
委託業務開始	令和5年6月9日(金)	契約締結日から
構築開始	令和5年6月12日(月)	
本リリース予定日	令和5年9月1日(金)	

## 5 参加申し込み手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

### (1) 提出書類

- 参加表明書(様式第1号)
- 会社概要(様式第2号)
- 業務受託実績書(様式第3号)
- 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)
- 市税等について滞納額がない証明書
- 法人登記簿謄本

### (2) 提出部数

別紙「提出書類一覧表」を確認すること。

### (3) 内容

必要事項を記入し、押印すること。

### (4) 提出方法

総務部広報課へ持参(祝祭日を除く月～金曜日の9時～17時)または郵送とする。

※郵送の場合は下記の点に注意すること。

- ・受取日時及び配達記録が残る方法とすること。
- ・封筒には「公式LINE情報配信サービス構築等業務の選定プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。
- ・郵送後、総務部広報課へ電話にて到達について確認すること。

### (5) 提出期限

令和5年5月9日17時必着

## 6 質問受付及び回答

本提案実施要領及び別紙「公式LINE情報配信サービス構築等業務仕様書」の内容に不明な点がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。なお、質問書の提出は参加申込を行った事業者に限る。

### (1) 提出方法

質問書(様式第8号)に質問内容を記載の上、「総務部広報課」へ電子メールにて提出すること。なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。

電子メールの件名は「公式LINE情報配信サービス構築等業務のプロポーザルにかかる質問」とする。

(2) 提出期限

令和5年5月9日17時必着

(3) 回答方法

令和5年5月12日17時までに、本市ホームページにて公表する。

## 7 企画提案書

参加者は、本提案実施要領及び別紙「公式LINE情報配信サービス構築等業務仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 提出様式

- ① 様式は任意とするが、規格はA4判片綴じとする。（縦書き・横書き、片面・両面の指定なし）
- ② 提案書の枚数制限はなしとする。
- ③ 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ④ 企画提案書には目次を付し、ページ下部にはページ番号を付すること。

(2) 表紙

【タイトル】「公式LINE情報配信サービス構築等業務企画提案書」

【提案業者】〇〇会社

【提出年月日】令和5年〇月〇日

(3) 企画提案書の構成

① 会社概要・構築実績

会社概要と、地方公共団体での公式LINEアカウントの構築実績を提示すること。また、「LINE Technology Partner」に関して何らかの認定バッジを取得している場合は明記すること。

② 業務実施体制

本業務の実施体制を提示すること。各工程での事業者と本市の役割分担、工程名称、工程期間、作業内容、職員研修、テスト期間等を提示すること。

③ 機能概要

(ア) リッチメニュー

- ・デザイン案（複数可）
- ・利用者側の操作画面
- ・災害時のメニューデザイン
- ・本市に提供する上での特徴（本市らしさ・見やすさ等）

(イ) オンライン予約

- ・予約機能の概要
- ・利用者側の予約画面

- ・管理者側の予約を受けた際の確認画面
- (ウ)セグメント配信
  - ・セグメント機能の概要
  - ・利用者側の受信設定画面
  - ・管理者側のセグメント配信する際の画面イメージ
  - ・セグメントの内容の提案
- (エ)メール連携機能
  - ・メール連携機能の概要
  - ・メール連携によるセグメント配信の方法
- (オ)チャットボット
  - ・チャットボットの概要
  - ・利用者側のチャットボットを利用しているイメージ画面
  - ・チャットボットのパターンの明示
  - ・管理者側のチャットボット作成画面
  - ・チャットボットを効果的に運用する方法の提案
- (カ)位置情報検索・防災機能
  - ・利用者側の避難所誘導のイメージ画面
  - ・管理者側の施設の管理画面（避難所の登録・開設/未開設等）
  - ・災害に応じた避難行動の案内画面
- ④ セキュリティ
 

情報漏えい等のセキュリティ対策、障害発生時の対応等の提示をすること。
- ⑤ 構築体制
 

構築から運用開始までのスケジュール・フローを提示すること。また、構築期間中のサポート体制について提示すること。
- ⑥ 運用保守・サポート
 

サービスを安定的に運用するための、ソフトウェア・ハードウェア・セキュリティに関する保守を提示すること。また、障害発生時や問い合わせ等に関するサポートを提示すること。
- ⑦ 拡張性・追加提案
 

過去の機能追加事例や今後想定される環境変化に対応できる拡張性に関して提示することがあれば提示すること。また、利用者及び管理者にとって利便性向上や友だち増加に関するアイデア等があれば提示すること。これらの提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、または別途費用が必要となるかを明記すること。
- (4) 留意事項
  - ① 専門用語や難解な用語の使用及び表現は避け、イラストやイメージ等を使用してわかりやすい記載に努めること。
  - ② 評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。
  - ③ 企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

- ④ 仕様書や本提案実施要領に示していない内容でも、本市にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

## 8 見積書

参加者は、本提案実施要領及び別紙「公式LINE情報配信サービス構築等業務仕様書」に基づき、下記のとおり見積書を作成すること。

### (1) 様式

- ① 見積書（様式第7号）に必要事項を記入し、提出すること。また、費用の詳細については、別紙明細（様式は任意）を添付すること。
- ② 見積書には以下の事項を記載すること。
- 【宛名】高崎市長  
【タイトル】公式LINE情報配信サービス構築等業務見積書  
【提出年月日】令和5年〇月〇日

### (2) 注意点

- ① 本業務により構築したシステムは、継続使用した場合の参考として、次年度の運用保守費を記載すること。併せて、運用保守業務実施に係る工夫があればその旨を記載すること。
- ② 所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- 企画提案書類提出届（様式第5号）
- 企画提案書
- 業務実施体制調書（様式第6号）
- 見積書（様式第7号）

### (2) 提出方法

「総務部広報課」へ持参（祝祭日を除く月曜～金曜日の9時～17時）、又は郵送とする。

※郵送の場合は下記の点に注意すること。

- ・受取日時及び配達記録が残る方法とすること。
- ・封筒には「公式LINE情報配信サービス構築等業務に係る企画提案書在中」と朱書きすること。
- ・郵送後、総務部広報課へ電話にて到達について確認すること。

### (3) 提出期限

令和5年5月26日17時必着

(4) 提出部数

別紙「提出書類一覧表」を確認すること。

(5) 提出における注意点

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出後の提出書類の訂正、追加、及び再提出も認めない。
- ② 提出書類の不足または提出期限内未到達の場合は、参加資格を無効とする。
- ③ 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出書類はいかなる場合でも返却しない。

## 10 選定方法

(1) 審査方法

- ① 市が別に設置する「公式LINE情報配信サービス構築等業務の契約に係る業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、審査する。
- ② 審査は、企画提案書及び提出資料について、「評価基準表」（様式第9号）に基づき選定委員会が書類審査を行う。合計得点が最も高く、かつ、選定委員の持ち点の合計の6割以上を満たす提案者を優先交渉権者とする。
- ③ 提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ④ 審査期間中、提出内容に対する質問を電子メールで行う場合がある。当該質問に対し24時間以内に返答がない場合は、応答がないものとして取り扱う。
- ⑤ 得点が同一の場合、くじ引きにより、審査結果を確定する。

(2) 審査期間

令和5年5月29日（月）～6月2日（金）

(3) 結果通知と公表

- ① 審査結果は、すべての参加資格を確認した提案者に対して文書で通知するが、審査経過については公表しない。
- ② 契約候補者（優先交渉権者、次点提案者）となった提案者にはその旨を、その他の提案者には選外になった旨を記載する。
- ③ 審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。
- ④ 審査方法及び審査結果に関する異議申し立て、参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、審査の各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは一切受け付けない。

## 1 1 提案者の失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 別紙「公式 LINE 情報配信サービス構築等業務仕様書」の機能要件における必須機能が対応不可で、代替案の提示がない場合
- (5) 企画提案書受領から契約締結日の間に、高崎市から指名停止措置を受けた場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (9) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行った場合
- (10) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (11) その他、参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (12) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

## 1 2 契約の締結

- (1) 契約候補者との協議等
  - ① 契約交渉は、優先交渉権者で行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、高崎市と協議の上、業務内容等を確定させ、見積書を提出し、その提案者と随意契約を締結する。
  - ② 優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 契約における注意事項
  - ① 契約手続き及び契約書は、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）の定めにより行う。
  - ② 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

## 1 3 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、高崎市は一切負担しない。
- (2) 選定委員会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。

- (3) 優先交渉権者が、本提案実施要領「3 参加資格」で記載された資格を失った場合、または「1 1 提案者の失格」により失格となった場合は、次点提案者を契約候補者とする。
- (4) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じた場合は、提案者が責任を負うものとし、高崎市は一切の責任を負わない。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」を遵守すること。
- (6) 参加表明書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに総務部広報課まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第10号）を文書で高崎市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (7) 企画提案書等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号）に定めるところにより、公開される場合がある。
- (8) 契約締結前に、国等より地方自治体のLINEサービス等の運用について変更があった場合は、その運用を満たすよう柔軟に対応すること。その対応ができない場合は、契約を締結しない場合がある。
- (9) 契約締結後に、国等より地方自治体のLINEサービス等の運用について変更があった場合は、その運用を満たすよう柔軟に対応すること。契約金額内での対応が困難な場合は、別途協議を行うものとする。